

令和3年8月5日
関東管区行政評価局

「農業用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）－転落事故の防止対策を中心として－」の結果に基づく通知に対する改善措置状況

- 総務省関東管区行政評価局は、農業用排水路（以下「水路」といいます。）における転落事故の防止対策について調査し、本年1月、関東農政局に対して必要な改善措置について通知しました。
このたび、関東農政局から、当局の通知に対する改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。
- なお、本年1月に公表した調査結果の概要と、調査の過程で把握した転落事故防止対策の参考事例をまとめた「事例集」についても、あらためてご紹介します(資料1、2)。



<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部
第4評価監視官 只野（ただの）
（電話）048-600-2332
（FAX）048-600-2337
（メール）knt13@soumu.go.jp

調査の概要 と 改善措置状況

主な調査結果・通知事項

- 農林水産省は、地方農政局等を通じて、水路、ダム、ため池等の「**人身事故の発生状況調査**」（資料1参照）を実施
関東農政局も、管内の都県に調査・報告を依頼
- しかし、調査対象3県（茨城県、埼玉県、長野県）での人身事故の情報源は**新聞がほとんど**。**施設管理者である土地改良区等からの連絡は少なく**、新聞に掲載されない事故の把握は難しいことが判明
- 当局が土地改良区等を実施したアンケート（資料1参照）では、**土地改良区等での人身事故の情報源は、テレビ、新聞よりも、住民や警察からの連絡が多い**。
- なかには、上記調査で報告されていない事故を把握している例も



改善 所見

関東農政局は、都県に対し、土地改良区など水路の施設管理者が水路における人身事故を把握したときは、都県の農政部局に報告するよう、一層の協力を求める必要がある。

関東農政局の対応（改善措置）

- 管内の都県に、以下の事項を**土地改良区など施設管理者に改めて周知するよう文書で通知**
 - 水路等で人身事故が発生したときは、施設管理者から都県の農政部局に報告すること。
 - 水利組合や土地改良区組合員等が人身事故を確認した場合は、施設管理者に連絡すること。
- 管内の都県担当者及び土地改良事業団体連合会等の**担当者会議で、上記の内容を周知するとともに、一層の協力を依頼**
- なお、今回の調査を契機に、農林水産本省から全国の各地方農政局等に、人身事故の発生状況調査の報告について改めて施設管理者に周知するよう文書で指示



農業用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）

－ 転落事故の防止対策を中心として－

＜調査結果に基づく改善通知、公表＞

総務省関東管区行政評価局は、近年、住宅地と近接している農業用排水路（以下「水路」といいます。）に転落して死傷する人身事故が毎年発生していることや、当局の行政相談窓口や行政相談委員にも、水路の安全管理に関する要望が複数寄せられていることから、**水路における転落事故の防止対策について調査**しました。

調査の結果、水路における人身事故の把握方法について、**令和3年1月18日に関東農政局に対して改善意見を通知**しました。

また、今回の調査では、調査対象3県（茨城県、埼玉県及び長野県）の土地改良区及び同連合に対してアンケート調査を行い、転落事故防止対策の実施状況や、対策を講じる上での課題などの実態を把握しました。その中で、土地改良区等が実施している転落事故防止対策のうち、今後、**他の土地改良区等が転落事故防止対策を検討する上で参考になると考えられる対策（11事例）を事例集にまとめ、管内の関係機関及び団体等に参考情報として提供**することとしています。

調査対象機関

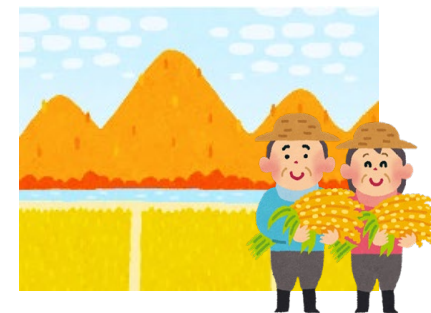
【調査対象機関】 関東農政局

【関係調査対象機関】

地方公共団体（茨城県、埼玉県、長野県、加須市）
関係団体（県土地改良事業団体連合会（県土連）、
土地改良区及び土地改良区連合）

【本件照会先】

総務省関東管区行政評価局 ただの ひろこ
評価監視部第4評価監視官 只野 裕子
電話：048-600-2332
F A X：048-600-2337
メール：knt13@soumu.go.jp



調査の概要

調査の背景等

<水路の整備状況>

- 全国の水路は約40万km以上と推定され、そのうち基幹的水路（注：末端支配面積が100ha以上の水路）は、5万1,093km（平成29年度末現在）
- 基幹的水路の7割以上（3万6,928km）を土地改良区が管理

表 土地改良区等の数、水路の延長（地区、km）

	土地改良区・同連合	基幹的水路の延長
全国	4,477	51,093
関東農政局管内（1都9県）	951	9,825

（注）1 農林水産省の資料による。
2 基幹的水路の延長は、「農業基盤情報基礎調査」（平成30年3月31日現在）の推計値

<水路を取り巻く現状>

- 近年は、いわゆる「混住化」により、水路が住民の生活空間に近接することとなり、地域住民等が水路に転落して死傷する事故も発生
- 水路における全国的人身事故の発生件数は、平成26年度から30年度までの5年間で496件（死亡者数は413人）

（注）「農業用排水路における安全管理の手引」（令和2年3月、以下「安全管理の手引」という。）から引用

- 当局の行政相談窓口（管内の行政評価事務所、行政監視行政相談センターを含む。）及び管内の行政相談委員も、水路の安全管理に関する複数の相談や要望を受付

「危険な水路にフェンス等を設置してほしい」

「蓋のない水路があり、自転車通学の生徒が転落しそう」 など

（注）上記事案については、関係機関に連絡済み

調査項目

- 1 水路における転落事故等の発生状況（事故の把握状況、情報の活用方策等）
- 2 転落事故防止対策の実施状況等（ハード・セミハード・ソフト対策の実施状況等）
- 3 賠償責任保険の加入状況（保険の加入状況、保険情報の提供状況）

<土地改良区アンケート>

・ 主な水路管理者である土地改良区等から、転落事故防止対策の実施状況や実施上の課題等を聴取し、対策の実例を収集するために実施

（対象）茨城県、埼玉県及び長野県の土地改良区及び同連合（計400地区）のうち、水路未管理等を除く**366地区**

（回答数）**349地区**（回収率 95.4%）

調査結果（概要）

- 1 水路における人身事故の把握方法について、関東農政局に改善所見を通知
- 2 土地改良区等が実施している転落事故防止対策の事例集を作成、地方公共団体等に配布
- 3 3県の土地改良事業団体連合会（県土連）が行っている賠償責任保険に関する相談対応例を上記2の事例集に添付

調査結果

1 水路における転落事故等の発生状況

結果報告書P8～P21

<制度の概要>

- 農水省は、土地改良施設（水路、ダム、ため池等）の安全管理に関する施策の検討資料とするため、全国の地方農政局等を通じて「**土地改良施設に係る人身事故の発生状況調査**」を実施。令和2年度からは、従来の年1回の調査報告から毎月報告に変更
- 全国の調査結果では、水路における事故の傾向として、**①死亡事故は60代以上が7割、②自転車等で走行中の事故が約4割、③かんがい期の5月から7月だけでなく、積雪期の12月から1月も増える傾向**にあると分析
（「安全管理の手引」から引用）
- 農水省は、全国の報告結果をとりまとめ、年1回（令和2年度からは毎月）、都道府県ごとの報告件数や報告内容を地方農政局等にフィードバックし、一層の注意喚起を依頼

表 人身事故の発生状況調査により把握した水路における人身事故の発生件数（件、人）

	H27	H28	H29	H30	R1	合計
全国	91(78)	132(114)	104(82)	88(71)	(集計中)	
関東農政局管内	11(11)	25(20)	19(16)	15(11)	26(22)	96(80)

- (注) 1 全国の件数は「安全管理の手引」から引用
2 関東農政局管内の件数は、当局の調査結果による。
3 カッコ内は、死亡者数を示す。

<調査結果>

- 「人身事故の発生状況調査」について、関東農政局は、管内の都県に対して調査・報告を依頼
- 調査対象3県では、担当課から出先機関に対して調査・報告を依頼（出先機関から土地改良区等に対する協力依頼の具体的な方法は、各出先機関に一任）
（参考：当局のアンケートでは、「水路で人身事故が発生した場合、国が報告を求めていること」について、44.7%の土地改良区等が知らないと回答）
- 県における調査方法は、新聞報道から事故の情報を把握することがほとんどで、土地改良区等からの連絡は少なく、個人情報等の観点から警察や消防から情報を入手することも困難と説明 ⇒ **新聞に掲載されない事故の把握は難しい状況**
- 当局のアンケートでは、管理する水路で過去5年間に転落事故があったと回答した土地改良区（41地区）が挙げた事故の情報源57件（複数回答あり）は、「報道（テレビ、新聞）」（5件）よりも「住民からの連絡」（16件）や「警察からの連絡」（12件）が多い状況
⇒ **新聞以外にも事故を把握する情報源あり**
- 過去5年間に人身事故（死亡、負傷）が発生したとする28地区の中には、人身事故の発生状況調査では報告されていない事故を把握している地区あり（5地区、5件）。これらは全て住民等から把握した事故で、新聞報道はなく、土地改良区等から県への報告もなかった。

所見

関東農政局は、的確な転落事故防止対策の一層の確保を図る観点から、都県に対し、土地改良区など水路の施設管理者が水路における人身事故を把握したときは、施設管理者から都県の農政部局に報告するよう、一層の協力を求める必要がある。

2 転落事故防止対策の実施状況等

<制度の概要>

- 水路への転落事故防止対策には、①転落防止柵などの安全管理施設を整備する**ハード対策**、②ハード対策よりも簡易な**セミハード対策**、③地域住民に対する注意喚起など安全意識の啓発等を行う**ソフト対策**がある。

(注) セミハード対策とは、「水路の位置を分かりやすくしたり、簡易な柵や蓋などの転落防止措置によりヒューマンエラーを防止する対策」とされる（「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」（令和元年12月 富山県作成））

- 各対策の現状は次のとおり

- ① ハード対策**：近年、農村の過疎化・高齢化等が進展する中、財政運営が厳しい土地改良区にとって、多額の費用負担を伴うハード対策の実施は困難。農水省は、安全管理施設の整備補修に活用できる**国庫補助事業として、安全管理施設整備対策事業**（土地改良施設維持管理適正化事業のメニューの一つ）及び**農業水路等長寿命化・防災減災事業**を実施し、土地改良区等を支援
また、調査対象3県においても、国庫補助事業の採択要件に該当しない事業を対象とする**県単独事業**を実施
- ② セミハード対策**：上記①のような状況の中で、近年は低予算かつ短期間で実施できるセミハード対策も注目
- ③ ソフト対策**：農水省は「全ての危険箇所に対してハード対策を行うことは困難」であり、「ハード対策とソフト対策を組み合わせる必要」があると言及（「安全管理の手引」から引用）

<調査結果>

- 当局のアンケート**では、転落事故防止対策について回答があった345地区のうち、**240地区（69.6%）**がハード、セミハード又はソフト対策の**全て又はいずれかの対策を実施**と回答。一方で、**105地区（30.4%）**が**転落事故防止対策を未実施**と回答（ただし、未実施の理由には、「水路の近くに住宅がない」などの回答もみられた。）



各対策の実施状況は、
次ページで紹介



【ハード対策の例】
国庫補助事業を活用してガードレールを設置
（「事例集」事例1）

<調査結果（各対策）>

ハード対策

- ・ 関東農政局管内における上記国庫補助事業の実績（過去3年間）は、18件中17件が長野県内（他の1件は静岡県内）で実施
- ・ 調査対象3県は、土地改良区等に対する事業の周知方法として「県の出先機関が会議等で説明」としている（具体的な説明の方法は、各出先機関に一任）

【アンケート結果】ハード対策を実施と回答した210地区（転落防止対策について回答があった345地区（以下同じ。）の60.9%）では、**フェンス、防護柵及びガードレールの設置が、ハード対策全体の82.7%を占める状況**

- ・ 土地改良区等からは、「ハード対策は、費用はかかるが最も効果的な対策」等の意見がある一方、「老朽化した施設の改修が優先で、転落防止策の予算がない」、「どのような事業があるか分からない」、「事業申請のためのバックアップがほしい」といった意見あり

セミハード対策

- 【アンケート結果】セミハード対策を実施と回答した182地区（345地区の52.8%）における対策の内容は、柵蓋の設置、柵のすき間へのチェーン・ロープ、水路蓋の設置など多くの対策に分散
- ・ セミハード対策は、ハード対策やソフト対策とは異なり、土地改良区等が**それぞれの地域の実情に応じて様々な対策を実施している状況**



【セミハード対策の例】簡易柵を設置した応急的な転落防止策（「事例集」事例6）

ソフト対策

- ・ 調査対象3県では、広報誌やラジオ放送等を活用した県民への注意喚起や、教育委員会に対して児童生徒への事故防止の啓発を依頼するなどの対策を実施
- ・ 調査対象3県の県土連の中には、自ら注意看板の仕様を定め、業者からの見積りをとって土地改良区等に情報提供するなど、土地改良区等が看板を作成しやすくする支援を行っている例も

【アンケート結果】ソフト対策を実施と回答した200地区（345地区の58.0%）では、注意看板の設置がソフト対策全体の76.3%を占め、**看板以外のソフト対策（ちらし、広報誌など）は少ない状況**

- ・ 土地改良区等からは、「注意看板は、低額で手間がかからないので採用した」との意見がある一方、「**看板以外のソフト対策のやり方が分からない**」、「地域住民等の協力が不可欠な対策は、行政の支援が欲しい」といった意見あり



【ソフト対策の例】児童が作成したポスターを危険箇所に掲示（「事例集」事例8）

「行政が積極的に行った方が良いと思われる取組」として、**49.6%の土地改良区が「安全対策事例集の配布」を希望（アンケート回答）**

まとめ

今回、調査対象3県の土地改良区等が実施している転落事故防止対策の内容を聴取・収集し、**事例集を作成**

今後、水路への転落事故防止対策が必要な土地改良区等や地方公共団体等の参考となるよう、関係機関・団体に配布（事例集は、関係機関・団体に配布するほか、当局HP（<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>）にも掲載

3 賠償責任保険の加入状況

<制度の概要>

- ・ 土地改良区等における水路での人身事故に関する賠償責任保険への加入は任意（法的義務なし）
- ・ しかし、土地改良区等は、所有又は管理する水路で管理上の瑕疵による事故が発生した場合、賠償責任を負う可能性
→ 農水省は、「安全管理の手引」において、水路への転落事故防止のための事前対策として、**水路に関する賠償責任保険への加入について検討することを推奨**



<調査結果>

土地改良区における保険加入状況

- ・ 関東農政局管内の土地改良区における平成28年度の賠償責任保険の加入率（注）は60.5%（全国は49.4%）。ただし、都県別では、長野県が81.2%である一方、山梨県では6.8%と都県による差が大きい。
- ・ 関東農政局は、賠償責任保険への加入は任意であるとして加入勧奨や情報提供等は未実施、調査対象3県でも保険会社の紹介等は未実施
※ 茨城県及び埼玉県では、土地改良区等検査時に保険加入状況を確認し、加入の必要性があると考えられる土地改良区等には、加入の検討について助言
- ・ **調査対象3県の県土連でも、次のとおり対応が異なる状況**
 - **長野県土連**：県土連が賠償責任保険の加入希望を取りまとめ、一括で保険会社と契約を締結（長野県の賠償責任保険加入率 81.2%）
 - **茨城県土連**：土地改良区等から相談があれば、水路に関する賠償責任保険を取り扱っている損害保険会社を教示（茨城県 同73.0%）
 - **埼玉県土連**：土地改良区等から相談があれば、賠償責任保険に加入済みで、同改良区等と条件に近い土地改良区等を紹介するなど
の情報を提供（埼玉県 同64.7%）

（注）賠償責任保険の加入率（平成28年度）は、土地改良区運営実態等統計調査の結果による。

- ・ **当局のアンケート**では、保険の加入状況について回答があった345地区のうち、269地区（78.0%）が賠償責任保険に加入
- ・ 保険に加入している土地改良区等は、加入のきっかけとして、県土連からの紹介や、県からの助言などを挙げている。
※ 中には、保険に加入するために、複数の保険会社に賠償責任保険の取扱いの有無を問い合わせ、保険商品を探したとする事例あり
- ・ 未加入の土地改良区等では、その理由として、「必要がない」、「保険料が高い」等を挙げる地区が多いものの、「**保険があることを知らなかった**」、「**保険の情報がない**」との回答もあり（10地区）（うち7地区が、「保険内容を知っていれば加入を検討したと思う」と回答）

まとめ

国は、水路に関する賠償責任保険への加入の検討を勧めているものの、**土地改良区等が保険に関する情報を容易に入手できない状況がみられた。**

当局では、土地改良区等が賠償責任保険への加入を検討する際の**参考情報として、調査対象3県の県土連における保険加入に関する相談への対応状況を事例集に添付し、土地改良区等を含む関係機関等に提供**



農業用排水路への転落事故防止対策

事例集

令和3年1月

総務省関東管区行政評価局



この度、当局が実施した農業用排水路の安全管理に関する調査において、関東農政局管内の3県（茨城県、埼玉県及び長野県）の土地改良区及び土地改良区連合に対するアンケート調査を実施いたしました。

本アンケートの回答を踏まえ、この度、土地改良区等における安全管理対策の事例を収集し、「事例集」を作成しました。

今回の事例集は、各土地改良区等によって、必要な対応や実施できる対策が様々であることを踏まえ、各地区が参考にしやすいよう、ハード・セミハード・ソフト対策の実例を幅広く掲載しております。

今後、土地改良区等が水路の安全対策を検討される場合のご参考となれば幸いです。

総務省関東管区行政評価局

目次



ハード対策

- 事例1 国庫補助事業を活用したガードレールの設置……………長野県美篤土地改良区（長野県）
- 事例2 国庫補助事業を活用したフェンスの設置……………伊那市手良土地改良区（長野県）
- 事例3 県単独事業を活用したフェンスの設置……………守谷土地改良区（茨城県）

セミハード対策

- 事例4 夜間でも見えやすい反射ポールの設置……………里川堰土地改良区（茨城県）
- 事例5 安価かつ迅速に簡易柵を設置……………渡里台地土地改良区（茨城県）
- 事例6 取り外し可能な簡易柵の設置……………中島用悪水路土地改良区（埼玉県）

ソフト対策

- 事例7 茨城県土連で看板取扱業者を紹介……………茨城県土連・西ノ洲甘田入土地改良区（茨城県）
- 事例8 小学生が作成したポスターを掲示……………菅生沼土地改良区（茨城県）
- 事例9 子ども向けちらしの配布……………荒川中部土地改良区（埼玉県）
- 事例10 地域住民に土地改良区だよりを配布……………上中堰土地改良区（長野県）
- 事例11 小学生向けの出前授業と施設見学……………伊那市春富土地改良区（長野県）

参考資料 茨城・埼玉・長野県土連の賠償責任保険に関する相談への対応状況

(注) **ハード対策**：転落防止柵などの安全管理施設を整備
セミハード対策：ハード対策よりも簡易な柵などの整備
ソフト対策：地域住民に対する注意喚起など安全意識の啓発等



1

国庫補助事業を活用したガードレールの設置



before



after



チェーン



概要

- ◆長野県美篤土地改良区 ◆地区面積 約600ha ◆組合員数 約1,000人
- ◇設置延長 約140m ◇事業費 約200万円（このうち地元負担は約20万円）
- ◇期間 約3年（事業の申請（H28）～完成（R1））

きっかけ

小学校の通学路沿いに水路があり、車の通りも多く、以前から危険だと感じていた地域住民から改良区の理事に対し、何か対策ができないか相談があった。

実施内容

相談を受けた改良区の理事長は、以前、県土連から説明を受けた土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）を活用できるのではないかと考えた。

理事長が伊那市に相談したところ、「採択要件を満たしているので、同事業を活用し、ガードレールを設置するのであれば、市としても書類の準備などは協力する」との回答があった。

同事業の活用により、事業費の90%が補助されることや市などの協力を得られたので実施することにした。

土地改良区担当者のコメント



小さな改良区なので、職員数が少なく、書類の準備などが大変でしたが、市の協力もあり、スムーズに申請できました。

また、地元負担が20万円ほどだったので、事業を活用することができました。

柵やフェンスを設置すると、農作業や水路の手入れの邪魔になってしまうのですが、今回は、ガードレールの間に取り外し可能なチェーンを付け、出入りが可能な作りになりました。地域住民だけでなく、農業関係者からの評判も良いです。

2

国庫補助事業を活用したフェンスの設置



before



after



通学路沿い

概要

- ◆伊那市手良土地改良区（長野県） ◆地区面積 約300ha ◆組合員数 約500人
- ◇設置延長 約170m ◇事業費 約250万円（このうち地元負担は約25万円）
- ◇期間 約3年（事業の申請（H29）～完成（R1））

きっかけ

転落事故防止対策として、木の杭に有刺鉄線を張っていたが、木の腐敗が進んでいたため、地元水利組合からの要望もあり、杭を交換する予定であった。

同じタイミングで、当該箇所が小学校の通学路危険箇所リストに載っていることを知り、急いで対応することにした。

実施内容

当初は、木の杭を交換する予定であったが、他の事業でやり取りのあった県土連に今回の工事の話をしたところ、土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）が活用できるのではないかとわれ、準備を進めた。

計画書や設計図の作成に当たっては、県土連の支援、助言を受け、用水路沿いにフェンスを設置することにした。

土地改良区担当者のコメント

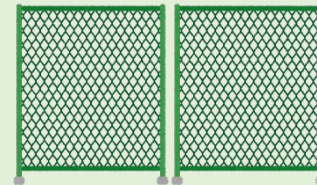
元々は、水がない時期に工事をする予定でしたが、小学校の危険箇所リストに載っているとの話を民生児童委員から聞き、早急に対応しなければと思いました。

県土連にその旨相談したところ、補助金交付決定前でも整備に着手することができるので、必要な申請をし、手続を進めました。

国庫補助事業を活用することで、より安全性の高いフェンスを設置することができ、急いで対応したことで、近隣の小学校からの感謝の言葉をいただきました。

3

県単独事業を活用したフェンスの設置



概要

- ◆守谷土地改良区（茨城県） ◆地区面積 約100ha ◆組合員数 約250人
- ◇設置延長 約1,700m ◇事業費 約1,400万円（このうち地元負担は約350万円）
- ◇期間 約1年半（事業の申請（H30）～完成（R1））

before



after



きっかけ

水路沿いにネットフェンスを設置していたが、老朽化に伴い、土台が緩んだことで傾きが生じ、通行するときに危険なため、修繕の必要があると感じた。

実施内容

ネットフェンスの更新に当たり、県に何か補助事業が利用できないか相談したところ、県単土地改良事業（防災安全施設型）※で安全管理施設の更新や補修が可能であるとの説明を受け、同事業を活用し、ネットフェンスを更新することにした。

※県単土地改良事業（防災安全施設型）の概要
事業内容：土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るための整備
今回の補助率：県50%、守谷市25%、地元25%
採択要件：土地改良事業により造成された施設を対象

土地改良区担当者のコメント

事業費が1,000万円を超え、当改良区にとっては多額なので、利用できる補助事業があることは助かりました。

工事費を節減するために、フェンスを全て取り替えるのではなく、元々設置していたフェンスのうち、活用できるものはできる限り活用しながら、整備をしました。農業関係者からの評判も良いです。



4

夜間でも見えやすい反射ポールの設置

概要

- ◆里川堰土地改良区（茨城県）
- ◆地区面積 約1,000ha
- ◆組合員数 約3,000人
- ◇反射ポール 3,000円/本

きっかけ

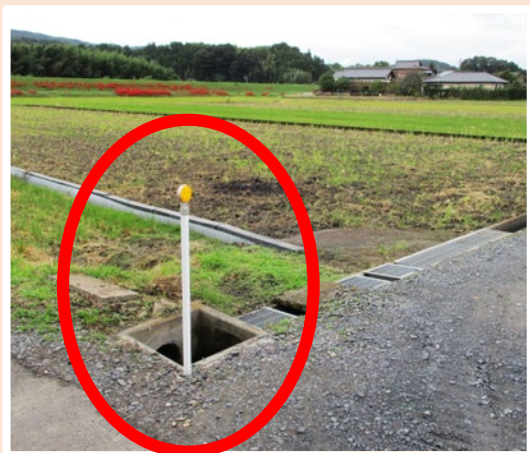
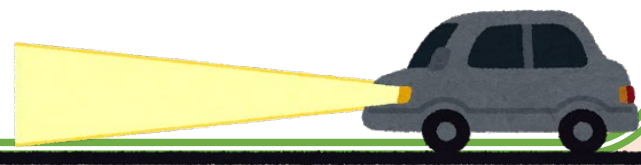
農道の丁字路にある取水口には蓋がなく、車で通る際など、事故の危険があった。

また、付近には街灯がなく、暗い時間に農作業を行う時などに転落する危険性があるため、町内会から、対策を講じてほしいとの依頼があった。

実施内容

今回、対応の依頼があった箇所は取水口が設置されており、蓋をしてしまうと、毎日開け閉めの作業が必要となる。

そこで、高齢の農業関係者の負担にならないよう、反射ポールを設置することにし、暗い時間でも危険箇所を認識できるようにした。



土地改良区担当者のコメント

当改良区では、必要なときにすぐに設置できるように、反射ポールや立入禁止看板などをまとめて調達し、在庫を保管しています。

子どもや車の通りが多い場所は、基本的にフェンスを設置していますが、フェンスの設置には、時間と手間がかかります。

しかし、今回のような反射ポールの設置の場合は、職員が自ら設置できるため、要望から数日で対応できました。

5 安価かつ迅速に簡易柵を設置

概要

◆渡里台地土地改良区（茨城県）	
◆地区面積	約700ha
◆組合員数	約1,200人
◇設置延長	60m
◇費用（材料費）	3,000円
◇期間	2日

きっかけ

近年、水路の周辺地域に住宅が増加し、子どもの数が増えたこと、道路と水路の間が20cmほどしかなく、危険であったことから、簡易柵を設置した。

実施内容

予算の面からフェンスを設置することは難しいので、地元組合で何ができるか話し合ったところ、費用があまりかからない簡易柵（鉄筋棒に針金を取り付けたもの）を設置することになった。

鉄筋棒の打ち込みは地元の建設業者に無償で施工していただいたため、設置にかかった費用は針金代（3,000円）のみである。



土地改良区担当者のコメント

簡易柵を設置したことにより、柵が全くない状態と比べて、通行する際に危険性を認識しやすくなったと思いますし、簡易柵の設置後に転落事故は起きていないので、一定の効果があったと考えています。

設置に当たっては、建設業者などの支援もあり、地区全体で取り組むことができたので、今後も地域の協力を得ながら事故防止に努めていきたいです。



6 取り外し可能な簡易柵の設置

概要

◆中島用悪水路土地改良区 (埼玉県)	
◆地区面積	約400ha
◆組合員数	約500人
◇費用(材料費)	約3,000円
◇期間	3日



ネットの
取り外しが可能



フック部分

きっかけ

ガードレールの中に取水口があるので、農業関係者が簡単に出入りできるポールと棒を設置していたが、老朽化していたため、交換する必要があった。

実施内容

改良区の財政状況が厳しく、安価な方法で柵を設置するため、理事が支柱となる木材、フック、ネット、看板を用意し、簡易柵を設置した。
農作業の邪魔にならないよう、ネットを固定せず、フックに引っかける設計にしたため、簡単に取り外すことができ、出入りが可能である。

土地改良区担当者のコメント

当改良区は、施設の老朽化が進み、修理や補修が必要な箇所が多くあります。予算が限られている中、緊急性の高い所から対処するため、各地区の理事が修繕が必要な箇所をリストアップし、理事全員で当該箇所を点検し、点数を付け、優先順位を決めるという取組をしています。

今回は、水路の水深が130cmほどあるため、急いで対応する必要があると思い、費用や時間をかけずにできる方法を考えました。



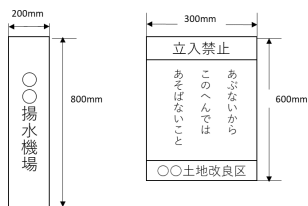
7

茨城県土連で看板取扱業者を紹介

立入禁止

県土連からの通知

- 1.単価
施設銘板・・・〇〇円
立入り禁止表示板・・・〇〇円



- 2.取扱会社
〇〇株式会社

茨城県土地改良事業団体連合会の取組

毎年、茨城県土連では、施設名及び立入禁止の看板について、複数業者から見積りを取り、最も安価な額を提示した業者とその単価（令和2年度 1,800円/枚）を、会員市町村及び改良区に通知している。

発注を希望する改良区は、個別に当該業者に連絡することとしているが、自身で業者を探したり、仕様を考える必要がなく、簡単に発注することができる。

土地改良区が設置した看板



看板を設置した土地改良区担当者のコメント

（◆西ノ洲甘田入土地改良区（茨城県） ◆地区面積 約250ha ◆組合員数 約500人）

当改良区は、水路の延長が長く、釣り人も多いので、注意喚起のため、立入禁止の看板を設置しています。

毎年、県土連に紹介していただいた業者から購入しており、今年は、5枚を新しいものに交換しました。発注後1週間ほどで納品されました。

看板には、改良区名だけでなく改良区の電話番号も記載していますので、地域住民から連絡が入ることもあります。



8

小学生が作成したポスターを掲示



概要

◆菅生沼土地改良区（茨城県）

◆地区面積 約400ha

◆組合員数 約600人

◇作成枚数 27枚

◇費用（印刷費）約14万円（約5,000円/枚）

◇期間（依頼～掲示）約5か月

きっかけ

他の改良区で転落事故が発生したという話を聞き、平成23年度にポスターを掲示した。

しかし、そのポスターが劣化し、見えづらくなったため、更新することにした。

実施内容

多面的機能支払活動組織（改良区、子ども会、交通安全協会などから構成）の活動の一環として、その組織の会長を務める当改良区の理事長が、近隣の小学校6年生の児童（27名）に「水難防止」及び「ポイ捨て禁止」をテーマとしたポスターの作成を依頼した。

依頼から約2か月後に完成したポスターを受け取り、業者に印刷を依頼し、揚水が始まる前の4月頃、地域の交通安全協会とともに危険箇所にポスターを掲示した。

土地改良区担当者のコメント

以前は、既製品の立入禁止看板を設置していたものの、フェンスを乗り越える人がいたので、子どもたちが作成したポスターの方が抑止力があると思い、小学校にお願いしました。

紙のままだと雨などで劣化しやすいのですが、防水加工を施した印刷をし、ベニヤ板に貼って掲示することで、3～4年はもちます。

今回は、27名の児童が作成したポスターを全て印刷して、改良区内に掲示したので、子どもたちにも、水路は身近でありながら、危険でもあることを意識してもらえればと思います。



9

子ども向けちらしの配布

概要

- ◆荒川中部土地改良区（埼玉県）
- ◆地区面積 約3,000ha
- ◆組合員数 約7,000人
- ◇配布数 6,400枚 ◇印刷代 54,000円
- ◇期間 1か月（学校への連絡～配布）

きっかけ

管理区域内に、水路に接する指定通学路があるため、子どもたちに水路の危険性を知ってもらうための啓発活動として始めた。

配布したちらし



実施内容

毎年4月頃、近隣の小学校や幼稚園、保育園（37か所）の子どもたちに向けて、ちらしを配布している。

公立の小学校等は市の学校教育課を通して、私立の保育園等は改良区から直接連絡し、それぞれちらし配布の許可を取った上で、配布数を確認している。その後、改良区の職員がデザインしたちらしの印刷を業者に発注・納品後、職員が各学校などに持ち込み、子どもたちへの配布を依頼している。

土地改良区担当者のコメント

当改良区には、イラストが得意な職員がいるため、その職員が毎年デザインを変えてちらしを作成しています。

子どもたちに配布するものなので、子どもたちに見てもらえるようなイラストにし、漢字に振り仮名を付けるなど分かりやすくすることを心掛けています。

また、ちらし配布のほか、転落防止用のフェンスに子ども向けの看板を設置して、注意喚起を促しています。



10

地域住民に土地改良区だよりを配布

概要

- ◆上中堰土地改良区（長野県）
- ◆地区面積 約300ha
- ◆組合員数 約1,300人
- ◇配布数 約9,000部/回
- ◇費用（印刷費） 約10万円/回

きっかけ

以前、子どもの転落事故が発生したことがあり、再発防止のためフェンスを設置したが、さらに多くの人に向けて注意喚起を行うこととした。

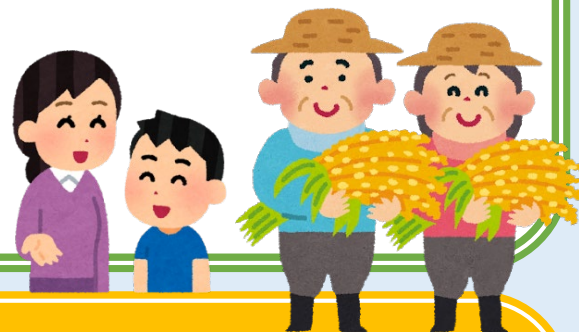
危ない

水路に近づかないで！
.....

実施内容

例年、年に2回土地改良区だよりを作成しており、組合員だけでなく、区長の協力を得て、地域住民にも配布することにした。

土地改良区だよりは、農業関係者以外の方にも分かりやすいように、水路の役割を掲載したり、目立つ文字やイラストを使った記事を載せて、水路での事故防止などを約5年前から呼び掛けている。



土地改良区担当者のコメント

水路への転落事故を防ぐためには、農業関係者以外の方にも、水路の危険性を意識してもらう必要があると思います、毎年作成していた土地改良区だよりを活用することにしました。

地元の区長さんに協力していただき、各戸に配布することができ、内容も分かりやすく、目に留まるようなものにしたので、多くの方に読んでもらったのではないかと思います。



11

小学生向けの出前授業と施設見学

概要

- ◆伊那市春富土地改良区
(長野県)
- ◆地区面積 約800ha
- ◆組合員数 約1,000人

施設見学



きっかけ

授業の一環で米作りを行っている近隣の小学校から、田んぼの水についての出前授業の依頼を受けた。

実施内容

毎年、小学校5年生を対象に、出前授業で水路の歴史や役割、水の大切さ、事故から身を守るため水の恐ろしさについてクイズを出しながら説明を行っている。

また、出前教室の翌日に頭首工、分水工等の施設見学を行っている。



出前授業



土地改良区担当者のコメント



小学生に水路の大切さや危険な面を知ってもらい、事故を未然に防ぐことを目指して活動しています。小学生の関心を高めたり、理解を深めてもらう工夫をすることは難しいですが、実際に水利施設を見学することで、水路の役割や安全について、より身近に感じられると思います。

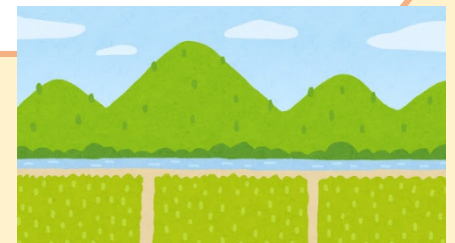
また、出前授業や施設見学で学んだ内容が、小学生を通じて親世代にも伝わることで、地域全体の安全意識の向上が期待できます。

茨城・埼玉・長野県土連の 賠償責任保険に関する相談への対応状況

○今回、当局が茨城県、埼玉県及び長野県の土地改良区等を対象に実施したアンケートの結果、「賠償責任保険について知らなかった」「保険の内容を知っていれば加入を検討した」との回答が複数ありました。

○このため、茨城県土連、埼玉県土連、長野県土連のご協力をいただき、各県土連の賠償責任保険に関する相談への対応状況を次のページのとおり整理しましたので、ご参考にさせていただきたく幸いです。

※水路における人身事故に関する一般的な賠償責任保険は、土地改良区等が所有又は管理する水路において、**管理上の瑕疵による事故が発生し、第三者の身体・生命を害したことにより**、国家賠償法第2条に基づく賠償責任を負うことによって土地改良区等が被る損害に対して支払いができるよう設計されたものです。（農林水産省「農業用排水路における安全管理の手引」より）



当県土連で把握している、水路に関する賠償責任保険を取り扱う損害保険会社名を回答しています。



茨城県土連



埼玉県土連

既に保険に加入していて、管理規模などの条件に近い土地改良区等の情報提供をしています。

当県土連が損害保険会社と一括して契約を締結していますので、加入を希望する方は、県土連までお知らせください。



長野県土連



※詳細は各県土連にお問い合わせください。
※具体的な保険の内容は、保険商品によって異なります。

農業用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）－転落事故の防止対策を中心として－の結果に基づく所見表示・回答対照表

【調査の実施時期等】

1 実施時期 令和2年8月～11月

2 対象機関

(1) 調査対象機関：関東農政局

(2) 関連調査対象機関：

地方公共団体（茨城県、埼玉県、長野県及び加須市）、関係団体（県土地改良事業団体連合会、土地改良区及び土地改良区連合）

【通知日及び通知先】 令和3年1月18日（関東農政局）

【回答年月日】 令和3年6月28日（関東農政局）

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>関東農政局は、的確な転落事故防止対策の一層の確保を図る観点から、都県に対し、土地改良区など水路の施設管理者が水路における人身事故を把握したときは、施設管理者から都県の農政部局に報告するよう、一層の協力を求める必要がある。</p>	<p>1. 人身事故の発生状況調査の報告については、土地改良施設の安全管理に関する施策の検討をする上で基礎資料となる重要なものであることから、令和3年3月4日付け2 関振 2128 号関東農政局農村振興部長通知にて、都県に対し、以下の事項を土地改良区等の施設管理者に改めて周知するよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水路等の土地改良施設において転落事故等の人身事故が発生したときは、施設管理者から都県の農政部局に報告すること。 ○ 施設操作を行う水利組合及び土地改良区組合員等が転落事故等の人身事故を確認した場合は施設管理者へ連絡すること。 <p>2. また、農村振興部土地改良管理課が令和3年6月1日に開催した当局管内土地改良区等指導・資金・農地集団化担当者会議及び水利整備課が令和3年6月2日に開催した当局管内施設管理関係事業担当者会議にて、都県に対し、上記1の内容について周知するとともに、一層の協力を依頼した。</p> <p>3. なお、貴局からの所見について農林水産本省にも共有したところ、農村振興局より各地方農政局等に対して、人身事故の発生状況調査の報告について改めて施設管理者に周知を行うよう指示が行われている。</p>